

## 5. その他

### (1) 企業課税を巡る特筆すべき事項

グローバルな経済競争が活発となる中、各国では、国際競争力の源泉となる企業を誘致するため、法人税率の引き下げ等の租税競争を展開している。他方、租税水準の差異を利用した多国籍企業の租税回避行動が、各国の税収確保を脅かしたり、非グローバル企業や個人への租税負担の転嫁といった状況を生み出したりしかねない、という懸念が存在する。そのため、OECD 諸国では、租税回避行動に対する各国の協力や情報交換の取組を活発化させている。

この点について、本調査の現地インタビュー調査では、特に中小企業者の立場として、全米独立事業者協会（NFIB）から、以下の意見が紹介された。

#### 【現地インタビュー調査の結果から】

- ・グローバル市場をターゲットとしている大企業が他国の立地場所へ利益を移転しやすいことに比べ、中小企業は立地拠点を移転しにくいいため利益を税率の低い他国に移すという行動が取りにくく、結果として中小企業は租税税負担回避行為をとりにくい。
- ・他方で、中小企業は大企業から受注することが多いため、大企業にも利益を挙げてもらわなければ、中小企業自身の経営持続可能性にも影響する。
- ・したがって、大企業の収益や事情も考慮する必要がある。大企業の業績が悪化すると、中小企業も打撃を受け、経済や雇用にとって悪影響が及ぼされるためである。

また、今回の現地調査においては、電子取引について議題に上ることは無かった。そのため、以下では、米国における電子取引課税の状況を以下に記す。

通信販売小売業大手のアマゾン社の売上げに対する州売上税の徴収は、ジョージア州、バージニア州、ニュージャージー州、カリフォルニア州、テキサス州、ペンシルベニア州で始まっているが、ニューヨーク州での売上税徴収開始に対して、同社は反論し、最高裁判所へ上訴している。

米国では売上税を課すためには、その企業が州内に物理的拠点を有している必要がある<sup>73</sup>。しかし、アマゾン社によれば、同社はニューヨーク州内に物理的拠点を有しておらず、雇用も行っていない、と主張している。この裁判の行方は、全米で注視されている。

他方で、アマゾン社は、各州がネット上で販売された商品に自らの裁量で課税を義務づけることが可能になる「市場公正法（Marketplace Fairness Act）」案を支持する考えを表明している。この法案が可決されれば、同社はすべての州で売上税の徴収を義務づけられる可能性がある。

一見、相矛盾する行動のように見えるが、アマゾン社は、物理的拠点を有するかどうかを

<sup>73</sup> 1992年の最高裁判決

恣意的に判断されるよりも、全米で平等に扱われることを望んでいる、とも言われている。これは、今回調査における現地インタビューで、州ごとの任意の上乗せ規制を嫌う米国企業の姿勢とも通じるものがある。

なお、EU の付加価値税（VAT）では、EU 外からの財・サービスの提供（配信）に対しても、財・サービス提供企業が所在する国ではなく、消費者がいる EU 国内で課税される。EU 外の事業者が EU 内の消費者に対して財・サービスを提供（配信）する場合は、EU 内に事業所を設立するか、EU 加盟国のいずれかの国に事業者として登録し、その国に付加価値税を一括納付する仕組みとなっている。

他方、日本の消費税は、国内での取引が課税の対象であり、国外での取引は課税対象外である。財・サービスの提供（配信）企業が国内にあり、かつ、国内拠点から提供（配信）していれば国内取引として課税される。しかし、日本国外に拠点を設置し、財・サービスを提供（配信）する企業に対しては、国外取引とみなされるため消費税は課せられない。したがって、アマゾンには消費税は課せられていない。楽天が電子書籍に参入する際、カナダの子会社 **Kobo** からによる販売とし、データ配信用のサーバーもカナダに置いたのは、国外拠点の小売業と同様に、消費税を非課税とし、低価格でサービス提供することを可能とするためだ、と言われている。

なお、OECD では、上記の租税回避行動への対応策と併せ、電子商取引への課税強化を明記した行動計画<sup>74</sup>を、2013 年 7 月 19 日に発表している。

---

<sup>74</sup> Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting  
<http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>

## (2) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察

### ①公的負担、税制インセンティブと企業立地

企業が立地に際して最も重視するのは、優秀な労働力を確保できるかどうか、市場が魅力的かどうかであり、税制インセンティブは立地選定条件の中位程度の位置づけである。例えば、カリフォルニア州では政府も企業も、カリフォルニアのコストは高いがそれを上回るだけの市場の大きさ、人材の質の高さがあると考えている。ただし、研究・開発型企業は立地できても、製造企業はコスト高のために他州に流出しており、他州もカリフォルニアからの製造業誘致を活発化させている。そのため、州としても企業負担を軽減する税制措置を講じつつある。

カリフォルニア州が、非営利財団系のシンクタンクによるビジネス・フレンドリー・ランキングでは、全米 50 州の最下位クラスであるのに対して、ミシガン州は、2011 年に企業負担税制を簡素化するなど事業環境を改善した結果、ビジネス・フレンドリー・ランキングも全米トップクラスへ浮上している。

企業誘致をめぐる州間競争は激しさを増している。州によって重点誘致産業は存在するが、基本的には全産業が誘致対象である。特定企業をターゲットにすることはないようである。

### ②域内企業に対する支援メニュー

ミシガン州では利用企業（産業）に偏りが出やすい税額控除を縮小し、直接助成に切り替えている。他方、カリフォルニア州では全体的に高いコストに対して、税額控除等で負担軽減を図っている。

利用が特定の業種に偏る税額控除制度については、政府・企業とも反対している。多数の税額控除が製造業に偏っていたミシガン事業税（MBT）はこのため短命に終わり、税額控除が少なくフラットレートの法人所得税へと移行した。一方で、カリフォルニア州内の企業では、税額控除の存在が立地場所選定の考慮事項の一つとなったと述べており、起業直後の企業にとっては、立地選定上、税額控除の恩恵は大きいと推察される。

税額控除の中では、研究開発税制については、制度上は業種の偏りなく利用できる<sup>75</sup>ので、産官学の間でも高く評価されており、恒久化を望む声が強い。

なお、カリフォルニア州のエンタープライズ・ゾーン（EZ）は廃止され、2014 年から新プログラムに切り替わる。EZ は、新規雇用を創出したと評価する研究もあれば、雇用を別の場所から移しただけ、という研究もある。新プログラム下では、雇用増に対する税額控除が認められる。

### ③企業支援策、企業負担制度を策定する際のイニシアティブ

---

<sup>75</sup> 実際には、製造業での利用が多い。

税制や規制を含め、施策を決定するのは議会、施策運営を行うのは行政、というスタンスである。域内企業が経営破たん陥った場合でも、救済するか否かは議会の判断となる。企業誘致に際しての主導権は、州の場合もあれば市の場合もあり一様ではない。通常は相互に連絡し、協力関係を求めているが、コミュニティレベル、地方政府レベルで課題が解決できる場合は州に連絡がない場合もある。

#### ④企業の海外進出・アウトソーシング支援策

現地調査で訪れたカリフォルニア州の場合、輸出支援のためのコンサルティングが中心であり、特に中小企業については、海外運営のノウハウが不足していることもあり、海外へのアウトソーシングは、あまり生じていない。

#### ⑤企業のロビー活動対象

企業は、議員、州、地方政府などあらゆるルートに対してロビー活動を実施している。法規策定の権限が連邦にある場合は連邦、州にある場合は州、地方にある場合は地方政府がロビー対象となる。企業団体では、ニュースレターやウェブサイト、メディアを通じても施策に対して、支持・反対の立場を表明している。

#### ⑥オバマ医療改革（ACA）の影響

オバマ医療改革については、中小企業で企業負担が増加するという試算結果もあれば、これまで不利な条件で保険契約を結んでいた中小企業にとっては保険加入者が広がるので料率は下がる、という試算もあり、影響の大きさは不明である。

雇用主による医療保険提供が義務付けられる常勤 50 人以上の企業の中には、常勤従業員数を 50 人未満に削減し、パートタイマーを増やす動きもある。

施行法や細則が未定であることと合わせ、企業では、ACA については、負担増になることよりも先行きの見通しが不確実であることを嫌っているようである。

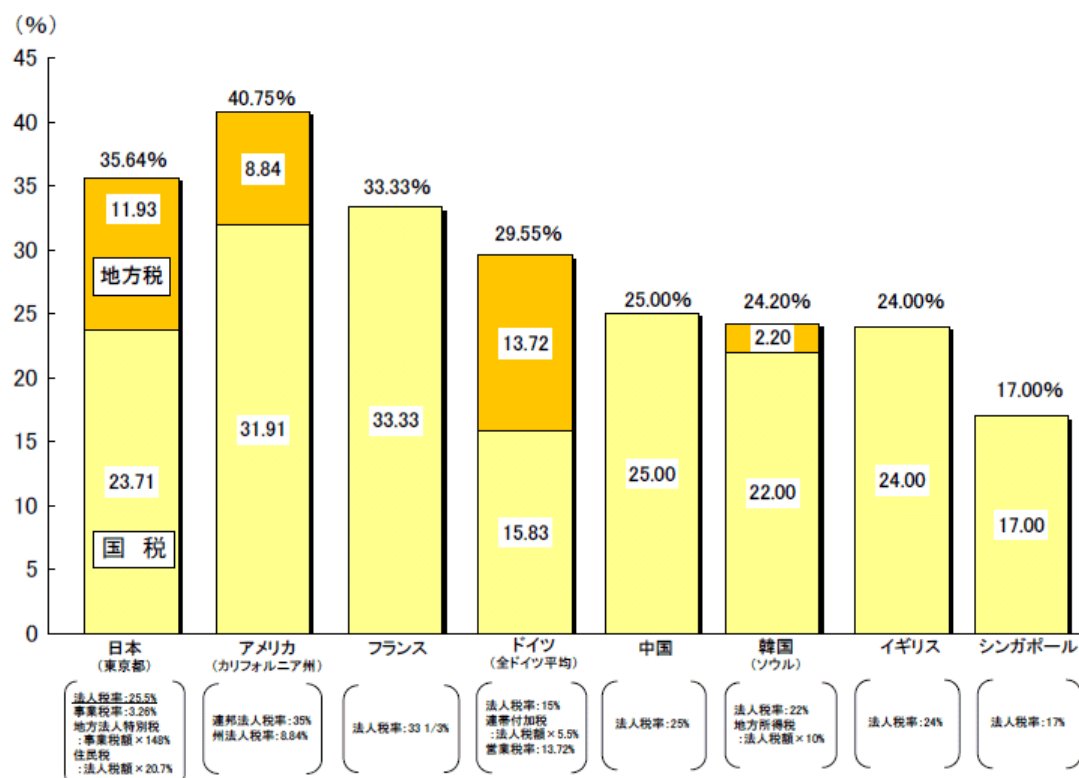
#### ⑦その他

ユニタリー課税については既に定着しており、カリフォルニア州では、水際方式（Water's Edge Election）の選択も認められているため、特に大きな議論にはなっていない。

### (3) 米国企業の公的負担水準と福利水準に関する考察

法人税の実効税率の国際比較を行うと、米国は主要先進国の中では、最も高い国に挙げられるが、この値は、C-Corporation の課税所得に対する税率を示したものである。

図表 法人所得課税の実効税率の国際比較（2013年1月現在）



(注)

1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税〔税額の17%〕）・市税（8.85%）を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける2013年4月からの法人税率は23%である。また、2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、別途法人利益社会税（法人税額の3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税（法人税額の5%）を2012

年より導入している（2年間の時限措置）。なお、法人所得課税のほか、国土経済税（地方税）等が課される。

6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率392%（2011年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。

7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として60:40）である。

8. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税（均等割）等が課される。

資料）財務省ホームページ

本報告書「II.3.米国における企業の公的負担割合の大きさ」で見たとおり、パススルーされて個人所得税として負担される税、売上税等の間接税、固定資産税等も合わせた「全税収に占める企業が負担する税」の大きさで見ると、米国の企業負担割合は、昨年度調査対象のスウェーデンや日本に比べても低いレベルにある、と言えそうである<sup>76</sup>。

図表 企業の公的負担割合の試算値

	カリフォルニア州	ミシガン州	スウェーデン	日本
ケース1	30.7%	32.0%	32.9%	45.0%
ケース2	38.4%	35.7%	47.4%	48.6%
ケース3	40.8%	38.6%	—	—

注) ケース1～3の設定は下記の表のとおり。なお、ケース3に相当する試算は、昨年度、日本・スウェーデンでは実施していない。（日本では公的社会保険、スウェーデンは税によって医療サービスが提供されているため。）

	1)間接税や負担者が不明確な直接税の扱	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主の所得税	4)社会保険料等の事業主負担分
ケース1	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含まない(税収のみで企業負担を推計)
ケース2	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース1に社会保険料事業主負担分を加えた推計)
ケース3	政府・家計・企業の活動規模で按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	企業負担に含む(ケース2に事業主提供の民間保険料(医療保険)を加えた推計)

また、現地インタビュー調査を通じて感じられるのは、米国では数値上の公的負担割合以上に、実態として企業間の公的負担割合に大きなばらつきがある、ということである。米国では公的医療保険に代わり、法定外福利として「雇用主提供型民間医療保険」が用意

76 東京都委託調査（2012年）『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』pp.19-22も参照。

される場合があるが、大企業では手厚いメニューを従業員に提供しているケースがある半面、提供していても最低限のメニューで済ませている企業もある。中小企業に至っては、これを提供していない場合もある。この負担の有無によって、企業の公的負担の割合は大きく変わる。今後、オバマ医療改革によって、常勤従業員 50 人以上の企業では負担が増加することが予想されるが、その大きさの推計値も試算機関ごとに大きく異なり、コンセンサスは得られていない。

このように、「米国では、C-Corporation の法人所得に対する実効税率こそ高いが、平均値としてみた場合、企業の公的負担割合は相対的に小さい。実態としては、企業の公的負担割合は企業ごとの格差が大きく、その結果、企業から提供される福利の水準にも大きなばらつきがある」と言えるのではないだろうか。

